

産業廃棄物処理計画書

平成30年 6 月 日

福山市長 様

提出者

住所 広島県福山市箕沖町106番地

氏名 (公財) 広島県下水道公社福山支所

支所長 藤井 基弘

電話番号 (084)954 - 2733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(公財) 広島県下水道公社福山支所 (芦田川浄化センター)
事業場の所在地	広島県福山市箕沖町106番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成29年度)実績量
 計画：今年度(平成30年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	226,295	260,754					220,073	254,697		
廃油		0.5								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類		1.5								
紙くず										
木くず		0.5								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず		7.5								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1.5								
鋳さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	226,295	260,766					220,073	254,697		

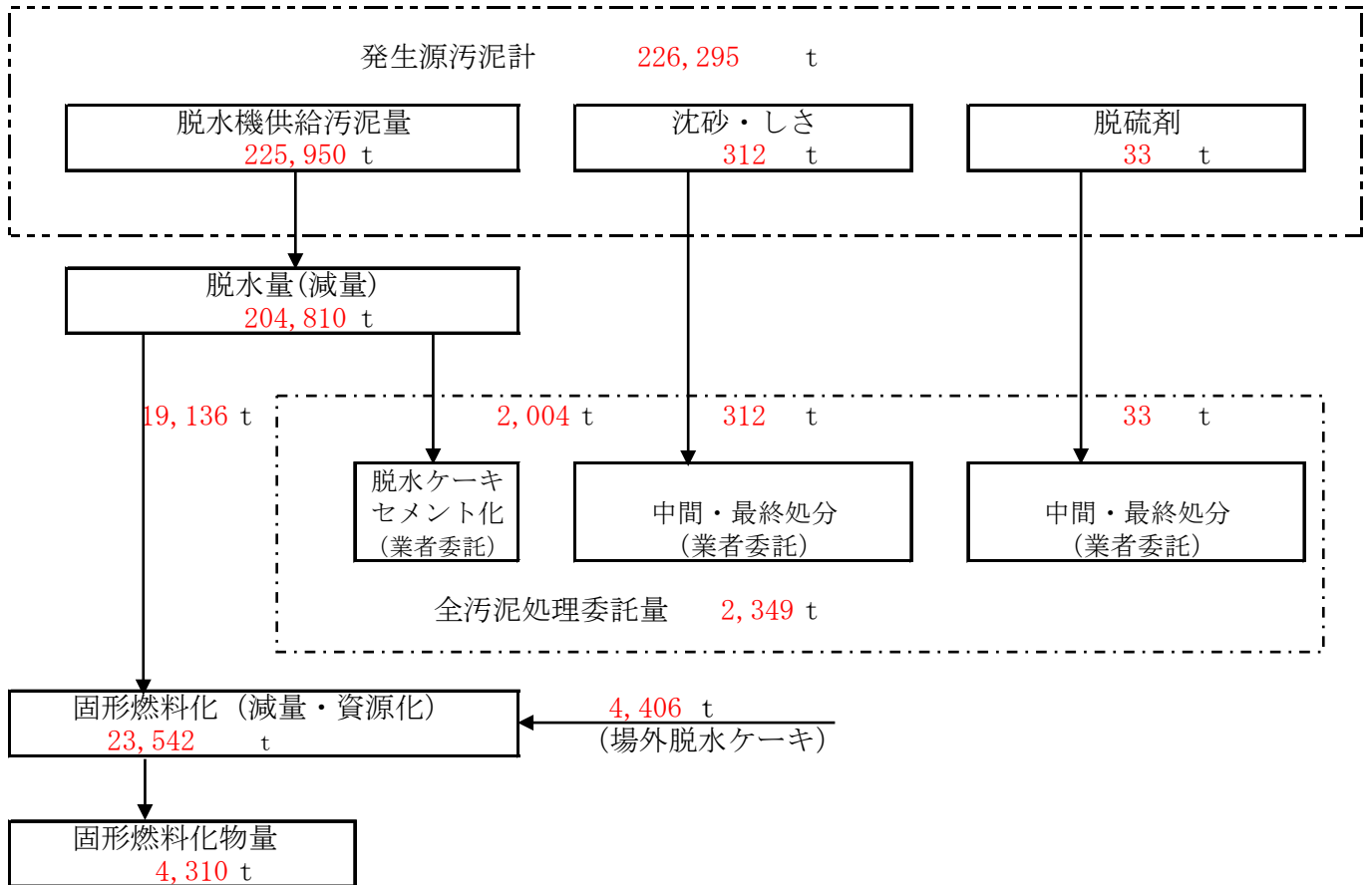
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

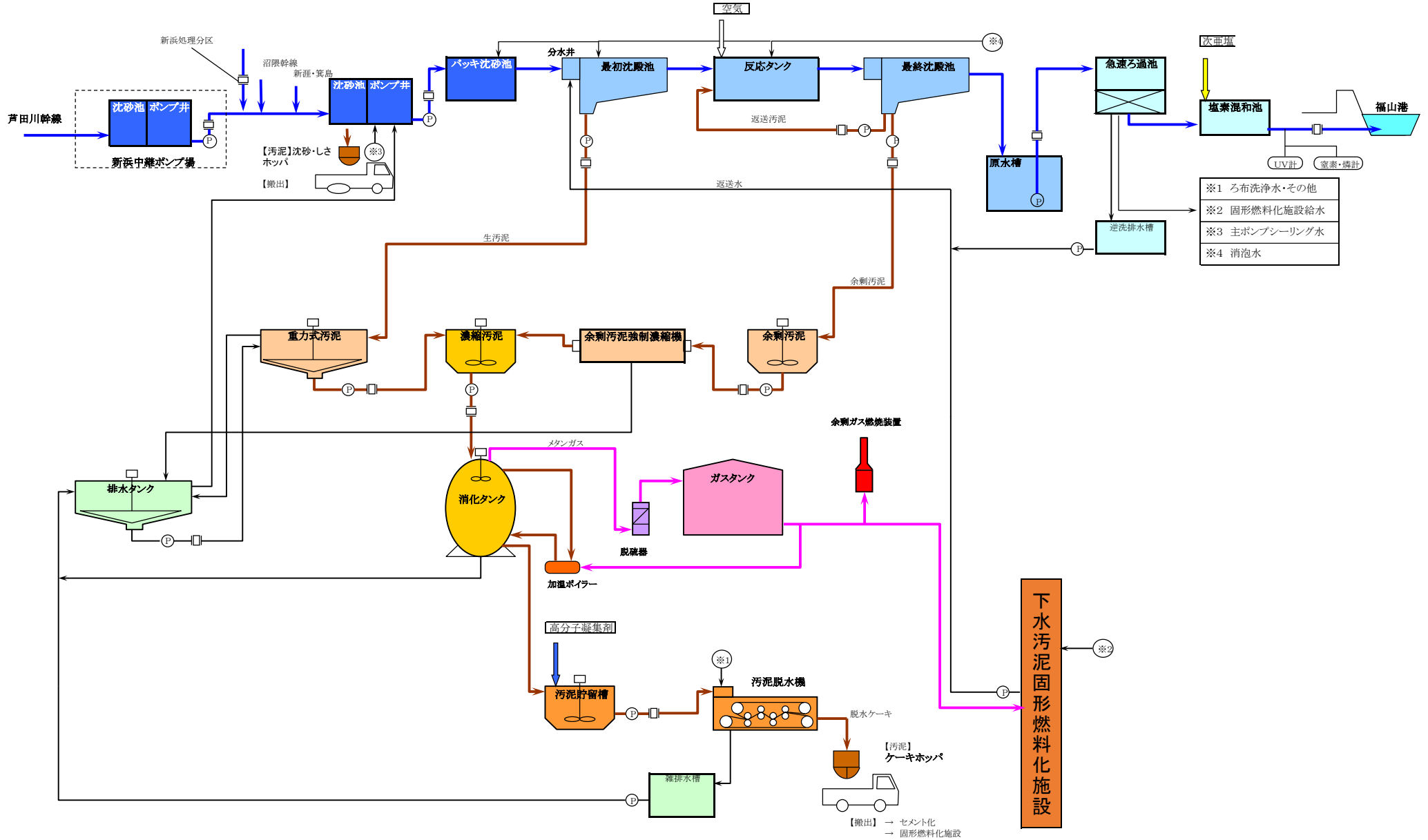
産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	2,718	2,553	177	313	2,004	1,320				
廃油		0.5								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類		1.5								
紙くず										
木くず		0.5								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず		7.5								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1.5		1.5						
鋳さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	2,718	2,565	177	315	2,004	1,320				

別表 1

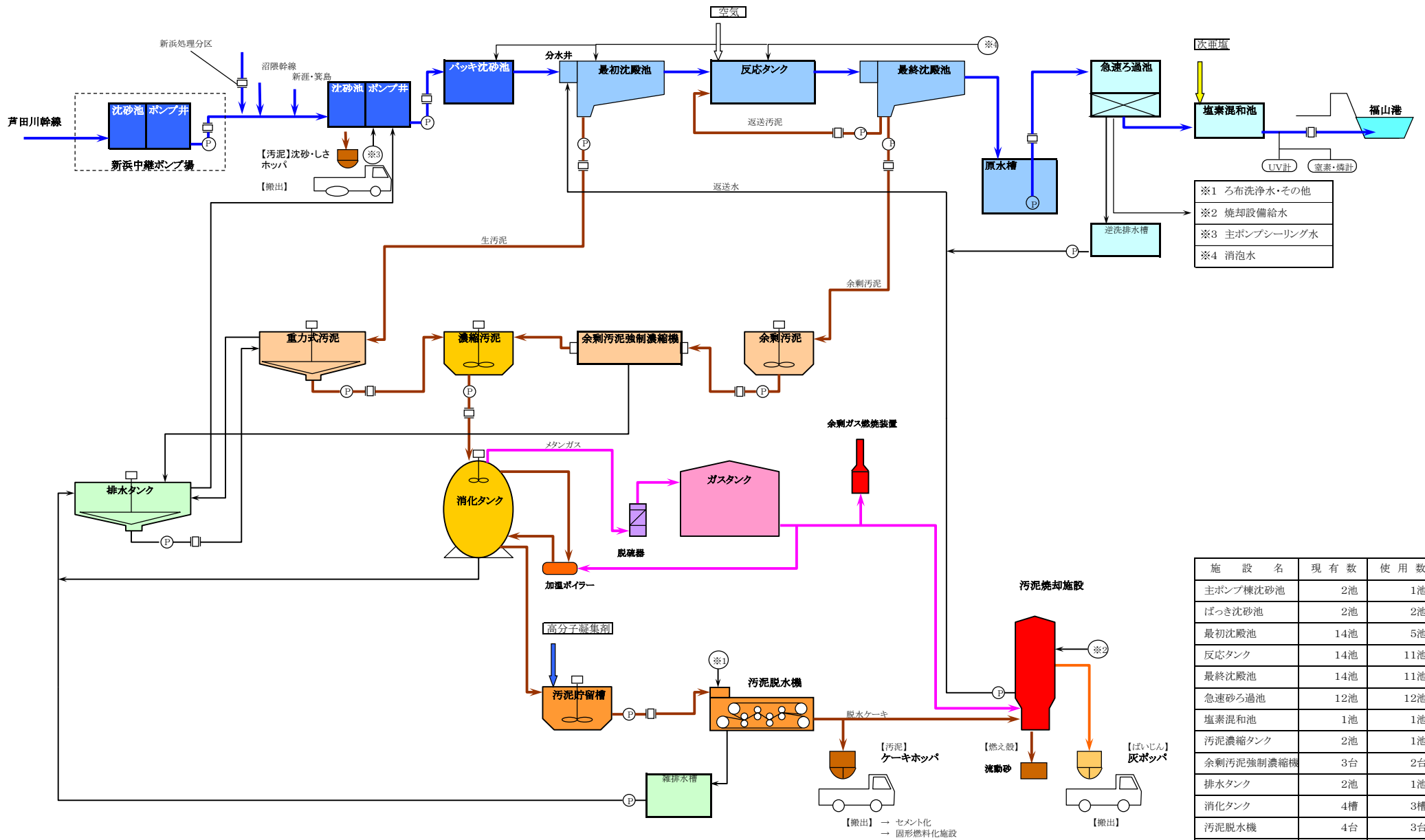
平成29年度汚泥処理量内訳表



芦田川浄化センター処理フロー図



芦田川浄化センター処理フロー図



施設名	現有数	使用数
主ポンプ棟沈砂池	2池	1池
ばき沈砂池	2池	2池
最初沈殿池	14池	5池
反応タンク	14池	11池
最終沈殿池	14池	11池
急速ろ過池	12池	12池
塩素混和池	1池	1池
汚泥濃縮タンク	2池	1池
余剰汚泥強制濃縮機	3台	2台
排水タンク	2池	1池
消化タンク	4槽	3槽
汚泥脱水機	4台	3台
汚泥焼却炉	2基	1基

参考様式

必ずしもこの様式に入力する必要はなく、自由な様式で作成することも可能です。

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類	36 水道業 363 下水道行（3631 下水道処理施設維持管理業）
② 事業の規模	汚水処理量（平成29年度実績）40,073,080 m ³ /年
③ 従業員数	69人（公社11人，受託業者50人，形燃料化事業者8人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1 処理フロー図（全体）及び別表1 平成29年度汚泥処理量内訳表参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>汚泥濃縮，汚泥消化及び汚泥脱水設備の適切な運転等により、汚泥（脱水ケーキ）の低含水率化を図る。</p> <p>（運転管理委託仕様で、汚泥含水率の管理目標値を設定している。）</p> <p>汚泥（脱水ケーキ）を固形燃料化し産業廃棄物としての脱水ケーキ量を削減する。</p>
② 計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>引き続き，汚泥濃縮，汚泥消化及び汚泥脱水設備の適切な運転等により，汚泥（脱水ケーキ）の低含水率化を図る。</p> <p>（運転管理委託仕様で，汚泥含水率の管理目標値を設定している。）</p> <p>引き続き，汚泥（脱水ケーキ）を固形燃料化し産業廃棄物としての脱水ケーキ量を削減する。</p>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>下水処理工程で「汚泥」が発生する。</p> <p>また，脱硫器で使用し廃棄する脱硫剤が「汚泥」として発生する。</p> <p>産業廃棄物管理票（マニフェスト）の種類に応じた分類を確実にする。</p>
② 計画	<p>（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>下水処理工程で「汚泥」が発生する。</p> <p>また，脱硫器で使用し廃棄する脱硫剤が「汚泥」として発生する。</p> <p>産業廃棄物管理票（マニフェスト）の種類に応じた分類を確実にする。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 中間設備（汚泥脱水設備）の保守点検等を適切に行うことにより、低含水率化し処分量の削減を行った。
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き、中間設備（汚泥脱水設備）の保守点検等を適切に行うことにより、低含水率化し処分量の削減に努める。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確実な交付及び処分（E票）の確認を実施した。 処理業者と適正な委託契約を締結すると共に、処理施設の処理状況について現場確認を実施した。 汚泥（脱水ケーキ）については、セメント原料化を行う処理施設を持つ処理業者に委託し再資源化した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確実な交付及び処分（E票）の確認を行う。 処理業者と適正な委託契約を締結すると共に、処理施設の処理状況について現場確認を行う。 汚泥（脱水ケーキ）については、セメント原料化を行う処理施設を持つ処理業者に委託し再資源化を行う。

管理体制図

